

長岡市告示第159号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する指定管理者が長岡市川口地域福祉センター末広荘の管理及び運営に関し必要な事項を定めたので、長岡市地域福祉センター条例（昭和59年長岡市条例第22号）第14条第2項の規定により告示します。

令和6年3月29日

長岡市長 磯田 達伸

1 開館時間

午前9時から午後5時までとする。

2 休館日

- (1) 毎週日曜日及び土曜日
- (2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日
- (3) 12月29日から翌年の1月3日までの日

3 開館時間及び休館日を定める期間

令和6年4月1日から令和11年3月31日まで